資料１－２

○府中市総合計画審議会規則

平成 24 年６月 27 日
規則第 24 号

改正　平成 27 年３月 24 日規則第 16 号　　令和元年 12 月 23 日規則第 33 号

(趣旨)

第１条　この規則は、府中市総合計画条例(平成 24 年６月府中市条例第 12 号)第５条第５項の規定に基づき、府中市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の委員)

第２条　審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

(1)　府中市議会の議員
(2)　府中市教育委員会の教育長又は委員
(3)　府中市農業委員会の委員
(4)　公共的団体の役員
(5)　学識経験を有する者
(6)　公募による市民
(7)　府中市の職員

(平 27 規則 16・令元規則 33・一部改正)

(会長及び副会長)

第３条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第４条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる

２　審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第５条　この規則に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

付　則(平成 27 年３月 24 日規則第 16 号)

この規則は、平成 27 年４月１日から施行する。

付　則(令和元年 12 月 23 日規則第 33 号)

この規則は、公布の日から施行する。